

岡山大学大学会館使用要項

〔平成22年3月31日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1 この要項は、岡山大学大学会館（以下「大学会館」という。）の施設使用に関し、必要な事項を定める。

(大学会館の施設)

第2 大学会館は、次に掲げる施設とする。

- 一 中央館
- 二 北福利施設（マスカット・ユニオン）
- 三 南福利施設（ピーチ・ユニオン）
- 四 東福利施設（ピオーネ・ユニオン）

(使用者)

第3 大学会館を使用できる者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 岡山大学の学生、役員及び職員（以下「学内者」という。）
- 二 学長が特に使用を認め、国立大学法人岡山大学資産貸付要項（平成16年4月1日学長裁定）（以下「貸付要項」という。）に基づく貸付を受けた者

(施設区分)

第4 大学会館の施設を次の各号に掲げるとおり区分する。

- 一 使用者に貸出することのできる別表に定める施設（以下「貸出施設」という。）
- 二 貸付要項第12条第三号に基づき、貸付られた施設（以下「貸付施設」という。）
- 三 学長が特に認めた学内組織の使用する施設

(使用日時)

第5 貸出施設及び貸付施設の使用は、次に掲げる各号に定める日を除いた日の午前9時から午後9時までとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- 一 日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで

(使用許可)

第6 学内者が、貸出施設の使用を希望するときは、原則として使用する2日前までに別紙の大学会館使用願を学長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、岡山大学の学生については、学務部学生支援課において使用希望を取りまとめ、包括的に許可を得ることができるものとする。

(遵守事項)

第7 大学会館施設の使用許可を受けた者（以下「許可者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された目的以外の用途に使用しないこと。
- 二 許可者以外の者に、大学会館の全部又は一部を転貸しないこと。
- 三 許可された時間を厳守すること。
- 四 使用後は、室内の清掃を行い、使用した備品等を現状に復すること。
- 五 室内の諸設備を無断で改廃又は新設しないこと。
- 六 掲示その他これに類するものは、所定の掲示板以外の場所に設けないこと。

(使用許可取消等)

第8 学長は、許可者が、この要項に違反し、又は使用上の指示に従わないときは、使用許可を取り消し、若しくは使用の停止を命じ、又は事後の使用を許可しないことができる。

2 学長は、大学会館を使用する必要が生じたときは、使用許可を取り消し、又は使用日時を変更させることができる。

(損害賠償)

第9 許可者は、その責に帰する事由により貸付許可された施設又は機器等をき損したときは、学長の指示により、すみやかに修復し、又は損害相当額を弁償しなければならない。ただし、貸付要項に基づく使用許可を受けた者は、資産貸付承認書に付された使用条件の定めるところによる。

(例外)

第10 第3条第三号に定める施設を使用する学内組織については、第5条から第9条までの規定は適用しない。

(雑則)

第11 この要項に定めるもののほか、学内者の貸出施設使用に関して必要な事項は、学生支援センター運営委員会で定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

別表

貸出することのできる施設

- ・ 大学会館中央館
 - ホール
 - 大集会室
 - 北第一集会室
 - 北第二集会室
 - 北第三集会室
 - 南第一集会室
 - 南第二集会室
 - 南第三集会室
 - 南第四集会室
 - 和室
 - 学生企画室

別紙

平成 年 月 日

大 学 会 館 使 用 願

学 長 殿

借用責任者

学 生 番 号 _____

氏 名 (自 署) _____

連 絡 先 _____

下記のとおり，大学会館を使用したいので，許可して下さいますようお願いいたします。

記

団 体 の 名 称	
行 事 名	
使用年月日・時間	平成 年 月 日 時 分 ～ 時 分
使 用 施 設 名	
使 用 人 数	
使 用 目 的	
備 考	

※大学会館使用要項を遵守します。